企画総務局地域活性推進課

# 広島市安佐北多目的交流広場条例の制定等について

# 1 条例概要

項目	内 容
(1) 施設名称	広島市安佐北多目的交流広場
(2) 目 的	憩いと交流、事業活動その他の多様な活動の場を設けることにより、市民 の交流及び地域の産業の振興を促進し、もって地域の活性化を図る
(3) 事 業	① 憩いと交流、事業活動その他の多様な活動の場の提供 ② 市民の交流又は地域の産業の振興に関する公演、交流会等の開催 ③ その他市長が必要と認める事業
(4) 施 設	<ul> <li>① 広場</li> <li>② 屋外ステージ</li> <li>③ 店舗用施設</li> <li>④ その他多目的交流広場の効用を全うする施設</li> </ul>
(4) 指定管理者	<ul> <li>管理は指定管理者に行わせることができる。</li> <li>○ 指定管理者には以下に取り組むよう求めることとする。</li> <li>ア 跡地に整備した又は整備する各施設と連携し、施設の効用が安佐北区域を越えた地域に及ぶよう努めること。</li> <li>イ 各施設の管理者等により構成されるエリアマネジメントの考え方に基づく運営協議会を設立し、事務局として運営を行うこと。</li> <li>ウ 店舗用施設の運用に当たって、市が実施したサウンディング調査での意見やこれまでの検討経緯などを踏まえ、新規事業者が事業活動や地域活動などに参画しやすくする運用を行うなど、当該施設の利用促進及び広場のにぎわいづくりに努めること。</li> </ul>
(5) 利用料金	利用料金の額は、下記に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。 、 指定管理者の提案により、(4)ウの運用のために (1) 施設の使用の許可

1日につき

13,200円

業として映画を撮影する場合

項目	内 容
(6) 呼 称	呼称を定めることができる。  ○ 指定管理者決定後に命名権取得者の公募を実施予定
(7) 施行期日	令和7年10月1日

## 2 利用に当たっての基本事項

### (1) 使用時間

多目的交流広場は24時間使用することができる。ただし、以下の施設については使用できる時間を定める。

ア 屋外ステージ(専用して使用する場合に限る。) 午前9時から午後5時まで

イ 駐車場 午前7時から午後9時まで

(店舗用施設については、物品の設置や準備、片付けなどの時間を含め、使用は24時間 可能とするが、運用上、営業可能な時間帯は9時から21時の間とする。)

(2) 店舗用施設の使用者(運営者)

運営者は指定管理者が公募を行い決定する。

(公募における手続きや評価基準等については、市において定める基準に基づき指定管理者があらかじめ本市の承認を受け定める。)

- (3) 連続使用の制限
  - ・屋外ステージを専用して使用する場合において継続して使用できるのは3日まで。
  - ・店舗用施設については運営者の公募において、1年以上5年以下の範囲内で別途定める。
- (4) 予約受付時期

使用の6カ月前から受け付ける。

## 3 施設の供用開始について

- ・指定管理者制度により運営を行う。
- ・令和6年度中に事業者の選定を行う。
- ・令和7年10月からの供用開始。

#### 【スケジュール(予定)】

令和6年10月 指定管理者の公募開始

令和7年 3月 指定管理者の指定

10月 供用開始

### ※参考

施設の活用に当たって、若者からの意見を参考とするため、広島文教大学の学生を対象とした施設の活用策を考えるワークショップを令和6年8月、9月で開催予定。